

## 平成 25 年度 公益財団法人新宿未来創造財団第 4 回理事会議事録

- 1 日 時 平成 26 年 2 月 14 日 (金) 14 時 30 分から 16 時 08 分まで
- 2 会 場 新宿区大久保 3-1-2 新宿区立新宿コズミックセンター5 階 大研修室
- 3 出席者 理事現在数 12 名 定足数 7 名  
〔理事出席者〕  
理事長 永木 秀人 副理事長 加賀美 秋彦 常務理事 杉原 純  
理事 酒井 敏男 理事 佐藤 洋子 理事 清水 敏男  
理事 白井 裕子 理事 白石 美雪 理事 武井 正子  
理事 平田 達 以上 10 名  
〔監事出席者〕  
監事 名倉 明彦 監事 小柳 俊彦 以上 2 名  
〔同席者〕  
主幹 鯨井 庸司 事務局次長 諏訪 丹美
- 欠席者 〔理事欠席者〕  
理事 杉山 千鶴 理事 高野 吉太郎 以上 2 名  
〔監事欠席者〕  
監事 神津 信一 以上 1 名

### 4 議題

#### (1) 議事事項

- 議案第 11 号 平成 25 年度 公益財団法人新宿未来創造財団第 3 回評議員会の招集について  
議案第 12 号 平成 26 年度 事業計画及び収支予算 (案) について  
議案第 13 号 公益財団法人新宿未来創造財団 組織規程の改正について  
議案第 14 号 特定資産取得・改良資金の保有について

#### (2) 今後の理事会・評議員会の予定

新宿区幹部職員の異動に伴う理事の変更とその対応について

#### (3) 報告事項

- ① 第 12 回新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン実施報告について
- ② 人事給与制度見直しの検討状況について
- ③ 公益財団法人新宿未来創造財団 勘定科目規則の制定について
- ④ 公益財団法人新宿未来創造財団 規則改正について

### 5 定足数の確認

理事現在数 12 名中 10 名の出席があり、理事会運営規程第 7 条の規定により、理事会は有効に成立していることを確認した。

## 6 議事の経過の概要及び結果

定款第 34 条の規定に基づき、永木理事長が議長となり、本会議の開会を宣し、議事に入った。

- (1) 議案第 11 号 平成 25 年度 公益財団法人新宿未来創造財団第 3 回評議員会の招集について  
杉原常務理事より議案第 11 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案どおり出席者全員一致で可決した。
- (2) 議案第 12 号 平成 26 年度 事業計画及び収支予算（案）について  
杉原常務理事より議案第 12 号について、資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ議案を原案どおり出席者全員一致で可決した。
- (3) 議案第 13 号 公益財団法人新宿未来創造財団 組織規程の改正について  
杉原常務理事より議案第 13 号について、資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ議案を原案どおり出席者全員一致で可決した。
- (4) 議案第 14 号 特定資産取得・改良資金の保有について  
杉原常務理事より議案第 14 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案どおり出席者全員一致で可決した。

## 7 今後の理事会・評議員会の予定

新宿区幹部職員の異動に伴う理事の変更とその対応について、高橋経営課長より資料に基づき説明が行われた。

## 8 報告事項

- ① 第 12 回新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン実施報告について  
諏訪事務局次長より資料に基づき説明が行われた。この報告事項について質疑はなかった。
- ② 人事給与制度見直しの検討状況について  
鯨井主幹より資料に基づき説明が行われた。この報告事項について質疑はなかった。
- ③ 公益財団法人新宿未来創造財団 勘定科目規則の制定について
- ④ 公益財団法人新宿未来創造財団 規則改正について  
諏訪事務局次長より③～④について資料に基づき説明が行われた。これらの報告事項について質疑はなかった。

以上で議事を終了し、閉会した。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した理事長及び副理事長並びに監事は次のとおり署名する。なお、軽易な文言の修正は、理事長に委任する。

平成26年2月14日

理事長 永木 秀人

副理事長 加賀美 秋彦

監事 名倉 明彦

監事 小柳 俊彦

平成 25 年度公益財団法人新宿未来創造財団第 4 回理事会  
議事録

平成 26 年 2 月 14 日

○永木理事長 ただいまから平成25年度公益財団法人新宿未来創造財団第4回の理事会を開催いたします。これより議事に入ります。

まず、議案第11号、平成25年度公益財団法人新宿未来創造財団第3回評議員会の招集についてを議題に供します。事務局の説明をお願いいたします。

〈資料に基づく説明省略〉

○永木理事長 ただいまの議案第11号について、ご質疑等がありましたらよろしくお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 ありがとうございます。

それでは、議案第11号、平成25年度公益財団法人新宿未来創造財団第3回評議員会の招集についてを、原案どおり決定するというごことでご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 原案どおり決定させていただきました。

次に、議案第12号、平成26年度事業計画及び収支予算(案)についてを議題に供します。事務局の説明をお願いいたします。

〈資料に基づく説明省略〉

○永木理事長 議案第12号について説明が終わりました。ご質疑があればお願い申し上げます。

○加賀美理事 理事長のほうから区の財政が厳しいという話しがございましたが、それに伴いまして、財団の運営助成もおのずと厳しい形になっております。その中で財団としても、効率的、効果的な事業展開をしていくという部分では、とても努力をされたと思います。

今回、特に独創的なのは、収支相償の考え方にに基づき、文化センターのピアノの更新や、コズミックセンターの照明のLED化について、利用者のために財団の収益を還元することです。区としても、新宿文化センターのピアノが更新時期を迎えているということは十分認識をした上で、財政が厳しい中で、来年度予算については、それを見きれなかったところ、財団のほうで努力していただきピアノの更新は財団の経費で賄っていただくということで、財団に努力していただいたところです。私としては、全体を見た中では、財団の平成26年度の事業計画、収支予算については適正であると認識しております。

○永木理事長 ありがとうございます。ほかに具体的な事業内容等でいかがでしょうか。

○白井理事 それに関連して、LED化工事という多額の修繕費、備品という固定資産的なピアノなどを自主財源で財団が持つということになってはいますが、区との関係で指定管理者に修繕などをさせる場合の費用分担の区分は、基本的にはどのような取り決めになっているのでしょうか。

○鯨井主幹 LED化、それから新宿文化センターのピアノの更新、購入に当たり、まず前提となる考え方をご説明させていただきます。公益認定を受ける基準として、収支相償という考え方がご

ございます。公益目的事業では本来赤字決算をする必要があるのが認定基準の1つでございますが、平成24年度までの黒字が約1億円ございました。これについては、適正に区民還元を図るとというのが公益財団法人としての使命でございます。いかにこの1億円というものを有効に区民へ還元していくかというところで、財団が一方的に計画を立案するのではなく、区を補完する財団の立場、また、黒字も元をただせば税金ということがございますので、その1億円の黒字の費消計画につきましては、しっかり区と協議の上やっていくということで、今回、新たなルールをつくらせていただきました。財団が剰余金の費消計画の基本方針をつくり、その方針について、財団が区と協議の上、決定するという形でしてございます。その方針に従って費消計画を立て、その一つがピアノの更新であり、もう一つがLED化という流れになってございます。

したがって、指定管理者との関係で言えば、実際、文化センター、コズミックセンターを指定管理者として運営していますが、剰余金の費消については指定管理者という立場ではなく、公益財団法人という立場で区民還元の一つの形ということで整理をさせていただき、区と確認し、区長決定をいただきまして、今回のピアノの購入とLED化ということになってございます。

○白井理事 わかりました。

○永木理事長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○清水理事 廃止になった事業があるということですが、観光関係については事業が移管したということでしょうか。そこら辺の事情をもう少し詳しく説明をお願いします。

○鯨井主幹 観光課につきましては、平成22年度に当財団が新しく発足したときに新組織として、組織をつくり、新宿区の魅力の発信ということで、観光マップなど、いろいろな事業をおこなっておりましたが、観光協会、区、財団の観光振興部門を統合した組織ということで、仮称でございますが、一般社団法人新宿観光振興協会を設置し、これが新たに総合的、戦略的にオール新宿で新宿の観光の魅力を発信していく予定になってございます。これをもちまして、当財団の観光課の事業は終了と言いますか、基本的には、新組織のほうに引き継いでいきます。すべてではありませんけれども一部引き継いでいく、こういう形になってございます。

したがって、財団の側から見ますと、財団が担っていた観光事業が全部廃止という形で整理いたしました。

○清水理事 財源は全部減額になったのですか。

○鯨井主幹 そのとおりでございます。

○清水理事 その分は増えることなく予算が作成されているのですね。

○永木理事長 はい、お願いします。

○清水理事 最初に質問があった件ですが、剰余金が1億円あって、それを何年間で使うといった、そういう計画はあるのですか。

○諏訪事務局次長 各年度の剰余金を3年の間に費消するというようになっております。今申し上げました1億円というのは、前年度からの繰り越しを含めたということで、この剰余金は年々減額をさせていただいております。平成24年度については5,000万円程度になっております。これで24

年度からの分は、ほぼ費消が終わるものと考えているところでございます。

- 永木理事長 ほかにご意見がなければ、質疑を終わらせていただきまして、議案第12号、平成26年度事業計画及び収支予算（案）について、原案どおり決定するというご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 永木理事長 それでは、異議なしということで、原案どおり決定させていただきました。  
次に、議案第13号公益財団法人新宿未来創造財団組織規程の改正について、議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

〈資料に基づく説明省略〉

- 永木理事長 説明が終わりました。  
ご質疑をよろしくお願ひ申し上げます。
- 白井理事 第7条の事務局の設定のところですが、新たに担当課長という職制を置くというのが今回の改正のようですが、新たに担当課長という職を置く必要性、理由は何でしょうか。
- 杉原常務理事（事務局長） 特定の事項を課長の権限と責任を付与して実施するような事業がある場合に、課長級の職にある者を担当課長として充てる必要があると考えております。実は、組織規程を整備するための先行実施としまして、昨年10月に規程等整備担当課長を設置して、現在に至っている例がございます。今後、重要なテーマにつきましては課の中に担当課を置いて、特定のチームで取り組むようなことを想定しております。
- 白井理事 担当課長という職制になった場合には、役職手当というような特別な手当が出るということでしょうか。
- 杉原常務理事（事務局長） 現在、課長職にある者につきましては課長手当と同額の手当を支給します。それから、課長ポストからおりて調査役となった職員が担当課長に任命された場合には、調査役の手当が優先され、課長手当より少し下がる調査役手当の支給になると考えてございます。
- 加賀美理事 いわゆる担当課長というのはラインの課長ではなくて、区で言えば、副参事のような位置づけですか。
- 杉原常務理事（事務局長） はい、そのような位置づけとなります。
- 永木理事長 はい、お願ひします。
- 白石理事 館長は置くわけですね。その館長に対する規定がなくなったようですが、これについて教えてください。
- 杉原常務理事（事務局長） 第7条の8項と9項は、新宿歴史博物館と新宿文化センターの館長を置くという規程ですが、従前から、参事役が館長に就任しておりました。基本的には、今後も参

事役が館長になると考えておりますが、その職責等については、参事役の規定で、まずは十分であるとと考えております。

○鯨井主幹 補足で説明申し上げます。

ご案内のとおり、新宿歴史博物館、あるいは新宿文化センターは指定管理施設ですので、組織規程上、財団の組織として位置づけるのは好ましくなく、館長はあくまでも職務でございますので、館長については職務発令によって指定するという考え方でございます。組織上は、財団の体制としては、6課体制ということで組織上の規程を改めたということでございます。

○酒井理事 指定管理者だから、組織規程上は設けないが、ここに館長と書いているのは何故ですか。

○杉原常務理事（事務局長） 従前から当たり前のように、新宿歴史博物館長、新宿文化センター館長という職名を設けておりましたが、考え方といたしまして、これは財団の組織の名称ではなく指定管理を受けた際に名乗るものではございますが、今回は、ここの部分はなお従前の例をもって記載し、今後、検討したいと思っております。

○永木理事長 私たちの指定管理を受けているときの組織規程と財団そのものの組織規程の関係で、まだまだ未整備の部分はあります。

現在、人事給与制度の改正について、抜本的に組織の問題、職務の問題、責任の問題等含めて事務局で行っておりますので、今回は最小限の整理とさせていただきますが、ご指摘いただいたとおりかと思っておりますので、これらを合わせて、26年度中にはしっかりとした形にして、ご理解いただけるように努力をいたします。

○酒井理事 新宿歴史博物館等の指定管理に関する事などは、職務分掌に具体的なことを書かないほうがいいのかもかもしれませんね。あとは理事長にお任せいたします。運営しやすい方向で検討をお願いします。

○永木理事長 ありがとうございます。

我々もこれから新しい指定管理を目指す、今まで以外のものを目指すという強い職員の思いがありますので、今いただいた貴重な意見については、今後どのように表現をしていったらよいかをしっかり検討してまいります。

○清水理事 指定管理者でも新宿歴史博物館は、やはり少し特殊で博物館法にもかかってくるので、その整合性も必要かと思うのです。

もう一つ、中村彝アトリエ記念館などには、館長はいないということなのでしょうか。

○杉原常務理事（事務局長） 館長はおりません。

○清水理事 条例設置ではないから館長はいなくてよいという根拠は何でしょうか。

○杉原常務理事（事務局長） 佐伯祐三アトリエ記念館等の設置の根拠は、新宿区の条例でございます。

○清水理事 条例設置になっている。



○杉原常務理事（事務局長） はい、条例でございまして、私どもが指定管理者として指定をされております。

○清水委員 主体法についてはわからないのですか。

○守谷学芸課長 中村彝アトリエ記念館と佐伯祐三アトリエ記念館はあくまで教育施設でない形で設置されております。新宿歴史博物館と林芙美子記念館は社会教育施設ということで設置されているということです。

○清水理事 一つは登録博物館で、もう一つは相当施設ですね。

○守谷学芸課長 そうです。

○永木理事長 最初にこの規程をつくったときには、新宿文化センターと新宿歴史博物館の管理に対する思いが大変強かったのだと思います。その名残としてこのようにつくってあるのだと思いますが、今言われたように、生涯学習館についても、5館運営しているなど、いろいろとありますので、全体的にもう一度、整理する必要があると思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○永木理事長 それでは、議案第13号、公益財団法人新宿未来創造財団組織規程の改正については、ただいま貴重なご意見をいただきました。鋭意、整合性のある形にしていりますが、今回はこの原案どおりということでご決定いただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○永木理事長 ありがとうございます。

異議なしと認め、原案どおり決定させていただきます。

次に、議案第14号、特定資産取得・改良資金の保有についてを議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

<資料に基づく説明省略>

○永木理事長 ご質問がありましたらお願いします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「ありません」の声あり）

○永木理事長 ありがとうございます。

では、議案第14号につきましては、原案どおり決定するということでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○永木理事長 ありがとうございます。議案第14号につきまして、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、議事については終了させていただきました。

〈以下、報告事項等は省略〉